

鹿屋市告示第 165 号

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 243 条の 2 第 1 項の規定に基づき、笠野原地区雑用水管理徴収事務を委託したので、同条第 2 項の規定及び地方自治法施行規則第 12 条の 2 の 14 により告示する。

1 指定公金事務取扱者

鹿屋市下高隈町 4173 番地 1

笠野原地区雑用水管理組合

組合長 安藤 和文

2 公金取扱事務に係る歳入

笠野原地区雑用水使用料金

3 指定した日 令和 8 年 4 月 1 日

4 委託した日 令和 8 年 4 月 1 日

5 委託期間 令和 8 年 4 月 1 日から令和 9 年 3 月 31 日まで

令和 8 年 4 月 1 日

鹿屋市長 郷原 拓男